

# 新入生（2026年度入学の方向け）

## 2026年度からの「国の修学支援新制度」多子世帯支援の手続き方法

「国の修学支援新制度」とは・・・

住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯を対象として、経済的負担を軽減することにより、大学等における修学の支援を行う制度です。この国の修学支援新制度は、①日本学生支援機構（JASSO）から振り込まれる毎月の給付奨学金と②大学による半期ごとの授業料等減免の2本立ての制度です。詳しくは[こちら](#)からご確認ください。

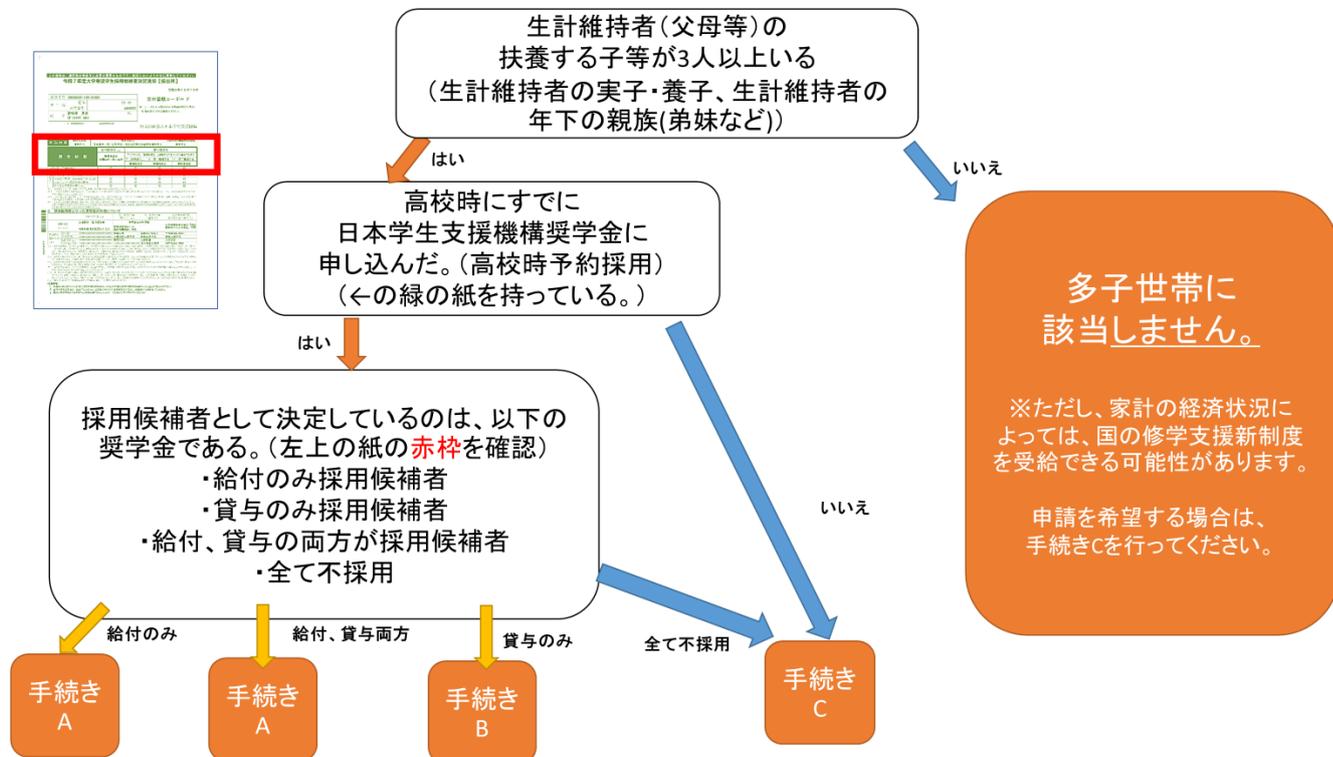
【3人以上お子様を扶養しているご家庭の皆さまへ】

高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するために、上記「国の修学支援新制度」の授業料等減免において、令和7年度より多子世帯への支援が拡充されました。本学 HP でのお知らせは[こちら](#)からご確認ください。

※自動で適用されるものではありません。

※多子世帯とは生計維持者が扶養する子供が3人以上の世帯のことを指します。

※本制度は扶養状況の変化や学業成績の低下等により支援が停止・廃止されることがあります。以下のフローチャートの結果を確認の上、各申請方法を確認してください。



(次のページへ)

#### 手続きA

必要な手続き：【予約採用】のみ

[予約採用の手続き（進学届の入力、および「採用候補者決定通知」等の書類の提出）](#)が必要です。

#### 手続きB

必要な手続き：【予約採用】・【在学採用】の2つ

【予約採用】

貸与奨学金については、[予約採用の手続き（進学届の入力、および「採用候補者決定通知」等の書類の提出）](#)が必要です。

【在学採用】

※多子世帯支援は「国の修学支援新制度（給付奨学金+授業料等減免（多子世帯支援を含む）」にて行われますので、在学採用申請が必要です。申請方法については、3月下旬頃、ポータルサイトおよび大学HPにて公開します。頻繁に確認してください。

#### 手続きC

必要な手続き：【在学採用】のみ

「国の修学支援新制度（給付奨学金+授業料等減免（多子世帯支援を含む）」の在学採用に申請が必要です。申請方法については、3月下旬頃、ポータルサイトおよび大学HPにて公開します。頻繁に確認してください。

**参考：多子世帯にも関わらず、給付奨学生採用候補者として「多子世帯」と判定されなかった場合**

考えられるケースが4つあります。

- ①高校時予約申込時の扶養人数入力誤り
- ②生計維持者（保護者）の年末調整や確定申告にて、2024年12月31日時点の扶養人数の申告誤り
- ③2024年12月31日時点の扶養人数は2人以下だったが、新たに出生した子（一部里子、養子を含む）がいる場合
- ④2025年1月1日～2026年3月31日の間に扶養の異動が発生した場合（生計維持者の死別、離婚等があり、2024年12月31日時点と扶養実態が異なる）

①は【在学採用】で正しい情報で再申込が必要です。

②については課税証明書等で扶養している子ども※の人数を確認のうえ、誤っていた場合は、税務署等で正しい扶養人数に修正のうえ、別途手続きが必要です（4月以降に日本学生支援機構より情報公開予定）。

（次のページ）

③④については、別途書類の提出によって採用される場合がありますので、ポータルサイトキャビネットの以下の書類をご確認ください。また、貸与奨学金しか申し込んでいない方は、在学採用で給付奨学金を新規で申し込むと多子世帯として採用になる可能性があります。

アップロード場所

「ポータルサイト(PC版)」→「キャビネット」→「3. 学生生活支援」→「02. 奨学金」  
→「(6) 国の修学支援新制度」→「2026年(新たに生まれた子の拡大)」

書類名：「自分を含め兄弟・姉妹が3人以上いる人へ」

以上